

習志野市教育委員会会議録
(平成24年第3回定例会)

- 1 期 日 平成24年3月28日(水)
習志野市教育委員会事務局大会議室
開会時刻 午後3時00分
閉会時刻 午後3時55分
- 2 出席委員 委員長職務代理者 澤 村 洋 子
委 員 青 木 克 己
委 員 鈴 木 大 地
委 員 植 松 榮 人
- 3 出席職員 教育総務部長 柴 崎 一 雄
学校教育部長 押 田 俊 介
生涯学習部長 藤 田 勉
教育総務部参事 若 林 一 敏
学校教育部参事 加 藤 清 一
学校教育部次長 江 口 和 夫
生涯学習部次長 早 瀬 登 美 雄
学校教育部副参事 鈴 木 博
生涯学習部副技監 及 川 隆 志
生涯学習部副参事 井 澤 元 行
企画管理課長 飯 島 稔
施設課長 江 口 浩 雄
学校教育課長 小 熊 隆
指導課長 長 安 誠
総合教育センター所長 村 田 均
学校給食センター所長 廣 瀬 功 一
社会教育課長 星 昌 幸
生涯スポーツ課長 松 岡 秀 善
青少年課長 浅野目 俊 紀
青少年センター所長 大 野 博 之
教育総務部主幹 松 本 健 志
学校教育部主幹 江 川 陽 史
学校教育部主幹 真 田 知 幸
学校教育部主幹 小 林 伸 二
学校教育部主幹 蓬 田 はるみ
生涯学習部主幹 片 岡 利 江

4 会議内容

委員長職務代理者が

平成24年習志野市教育委員会第3回定例会の開会を宣言。

委員長が欠席のため、委員長職務代理者が議事の進行を行うこととした。

委員長職務代理者が

平成24年第2回定例会及び第1回、第2回臨時会の会議録について承認を求め、全員異議なく承認された。

報告事項（1） 平成23年度習志野市学力調査結果概要について（指導課）

総合教育センター所長が

平成24年2月6日に市内の小学校4年生及び中学校2年生に対し、学力調査を行った結果概要を報告するものである。実施受験者総数は小学校4年生が約10万人、中学校2年生が約7万人。本市の結果概要は、小学校の国語で全国正答率と比較し5.2点、算数で4.7点上回り、いずれも昨年の正答率と比較しても向上しており、中学校の国語でも2.5点、数学で5.7点、英語で2.2点それぞれ全国正答率と比較し上回った結果である。今後は新年度に「平成24年習志野市学習指導改善委員会」を組織し、この結果を更に詳細に分析し本市の学力向上に向けた課題を明確にし、改善事業を組んでいく予定である、と説明。

委員が

都道府県ごとの結果はあるか、と質問

総合教育センター所長が

業務を委託した業者に確認したところ「都道府県の結果については公表できない」との事であった、と回答

委員が

小中学校ともすべて全国より上回る結果の分析結果はでているか、と質問

総合教育センター所長が

個々の問題ごとの結果は、詳細なものが出ているが、昨年よりも正答率が上回った分析には至っていない。新学習指導要領に対応すべく様々な取り組みをしてきた中で、子供たちは国語だけではなく算数等においても文書記述など、まとめて答えるという事に力を発揮したのではないかと考えている、と回答

委員長職務代理者が他に質疑なしと認め、報告事項（1）は了承された。

議案第15号 習志野市教育委員会人事審査会規則及び習志野市教育委員会の所管に係る公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
(企画管理課)

企画管理課長が

平成24年習志野市教育委員会第1回定例会において、教育委員会機構改革に係る「習志野市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則」が可決されたことにより、関係する規則を整理するもので概要は、機構改革に伴い、教育総務部と学校教育部の統合より、部の名称が学校教育部に、企画管理課が教育総務課に名称変更したことに伴い、文言修正を行うとともに、習志野市教育委員会の所管に係る公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則においては、指定管理者候補者選定委員会の委員構成に、「その他教育長が選任する職員」を追加するというものである。なお、本規則の施行日は平成24年4月1日からとするものである、と概要を説明

委員長職務代理者が質疑なしと認め、採決の結果、議案第15号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第16号 習志野市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について
(企画管理課)

企画管理課長が

委員長の職務代理に関し、習志野市教育委員会会議規則第8条に定められているが、教育委員会における事務の円滑な遂行を図るべく、委員長及び委員長職務代理者がともに不在の場合の規定を追加しようとするもので、内容は、第8条第2項として、「委員長及び委員長職務代理者にともに事故があるとき又は、欠けたときは、前任の委員(前任の委員が2人あるときは、これらの者のうち年長のもの)が委員長の職務を代理するものとする。」という条文を追加しようとするものである。尚、本規則の施行日は平成24年4月1日からとするものである、と概要を説明。

委員が

「委員長及び委員長職務代理者にともに」という表記で「及び」が表記してあるにも関わらず「ともに」とはどういう意味か、と質問

企画管理課長が

教育委員会における事務の円滑な遂行を図るべく、委員長と委員長職務代理者がともに不在の場合の規定を追加しようとするものである、と回答

委員が

法律用語的には意味があるか、と質問

教育総務部参事

「委員長及び委員長職務代理者」というのは二人「同時」という意味ではなく「並列」という意味での解釈をするもの、と回答

委員長職務代理者が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第16号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第17号 習志野市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について
(企画管理課)

企画管理課長が

平成24年度の教育委員会機構改革、杉の子こども園の開園及び、習志野市立図書館への指定管理者導入に伴い改正しようとするもので、併せて、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第12条第4項に基づく教育委員長職務代理者の規定を整備しようとするものである。主な内容は、企画管理課長を教育総務課長に、学校教育部長印の保管責任者を学校教育課長から教育総務課長に改め、不要な印を削除し、新たに委員長職務代理者印、杉の子こども園印、杉の子こども園長印を追加するものであると、概要を説明

委員長職務代理者が質疑なしと認め、採決の結果、議案第17号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第18号 習志野市立小学校及び中学校管理規則及び習志野市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について
(学校教育課)

学校教育課長が

小学校及び中学校に副校長・主幹教諭及び指導教諭を配置できるよう改正するものである。主に副校長・主幹教諭等の職については平成19年に学校教育法の一部が改正され、「新しい職」として県・教育委員会の判断により置くことができる職、法令上は任意設置の職として位置づけられている。これまでは千葉県教育委員会が市町村を指定して職務内容を研究する観点から配置していたが、平成24年度以降県内各市町村に広く設置する方向性となり規則の一部を改正する。なお、本規則の施行日は4月1日とするものである、と概要を説明

委員長職務代理者が質疑なしと認め、採決の結果、議案第18号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第19号 習志野市立小学校及び中学校の教育課程編成の基準に関する規程及び習志野市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について
(学校教育課)

学校教育課長が

本日の議案第18号の可決を受け、小学校及び中学校に副校長の配置が可能になったことに伴い、関係規定を整備するものであり、具体的には修学旅行等の引率などに副校長を加えるものである、と概要を説明

委員長職務代理者が質疑なしと認め、採決の結果、議案第19号は全員賛成で原案どおり可決された。

り可決された。

議案第 20 号 習志野市立高等学校管理規則等の一部を改正する規則の制定について
(学校教育課)

学校教育課長が

本日の議案第 18 号の可決を受け、習志野高等学校が基本的には県立高等学校と同様の人事配置を行うことから、新たに主幹教諭を配置をできるようにするものである。副校長の配置については大規模校・定時制・三部制の学校・中高一貫校等での配置になっていることから、習志野高等学校に副校長の配置はされないことから、今回の改正は主幹教諭のみを配置できるようにするものである、と概要を説明

委員長職務代理者が質疑なしと認め、採決の結果、議案第 20 号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第 21 号 習志野市立こども園の管理に関する規則等の一部を改正する規則の制定について
(学校教育課)

学校教育部主幹が

習志野市こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画に基づき、平成 23 年度 12 月の教育委員会会議において、杉の子幼稚園が廃園となり本市で 2 番目のこども園となる習志野市立杉の子こども園が平成 24 年 4 月 1 日に開園する。これに伴い習志野市立こども園の管理に関する規則の一部を改正し、杉の子こども園における短時間時の定員を 90 名とし、本規則の施行日は平成 24 年 4 月 1 日とする。また、本規則の改正に伴い、幼稚園管理規則の杉の子幼稚園を廃止し、杉の子幼稚園から杉の子こども園に変更し、併せて改正を行うものである、と概要を説明

委員長職務代理者が質疑なしと認め、採決の結果、議案第 21 号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第 22 号 習志野市立学校職員安全衛生管理規定の一部を改正する訓令の制定について
(学校教育課)

学校教育部主幹が

議案第 21 号と同様、杉の子幼稚園の廃園と杉の子こども園の開園に伴い、グループ単位で規定する総括安全衛生管理者及び衛生管理者、または衛生推進者について、杉の子幼稚園を該当するグループから削除し、杉の子こども園については、東習志野こども園と同様、施設単位で統括安全衛生管理者等を配置する。なお、施行日は平成 24 年 4 月 1 日とするものである、と概要を説明

委員長職務代理者が質疑なしと認め、採決の結果、議案第 22 号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第 2 3 号 習志野市教育機関組織規則等の一部を改正する規則の制定について
(指導課)

総合教育センター所長が

教育委員会内相談窓口一元化および情報教育振興事業充実のため習志野市議会平成 2 3 年第 4 回定例会で可決を得た、習志野市教育機関設置及び管理に関する条例の一部改正に伴い、習志野市教育機関組織規則、習志野市総合教育センター管理規則、習志野市中心身障害児就学指導委員会の規則について所要の改正をするものである、と概要を説明

委員長職務代理者が質疑なしと認め、採決の結果、議案第 2 3 号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第 2 4 号 習志野市教育機関組織規則の一部を改正する規則の制定について
(社会教育課)

社会教育課長が

大久保図書館を除く 4 図書館に指定管理者を導入することに対応した、各図書館の事務分掌など習志野市教育機関組織規則の所要の改正をするものである、と概要を説明

委員長職務代理者が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第 2 4 号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第 2 5 号 習志野市立図書館運営規則の全部を改正する規則の制定について
(社会教育課)

社会教育課長が

議案第 2 4 号同様に指定管理者導入に基づき、習志野市立図書館運営規則については、全部改正をしようとするものである。主な内容は、開館時間、休館日の規定を条例規定としたことから削除し、「館長が定める」とあったものを「大久保図書館長が定める」などと改正しようとするものである、と概要を説明

大久保図書館長が

補足的説明として、図書館そのもののサービス、利用方法等の大きな変更はないが、変更の内容としては、図書館カードについて登録の失効を新たに定め、利用登録を受けた日以後、利用がなく 5 年を経過すると登録を抹消するなど、現状に則した改正を行うものであると、説明

委員長職務代理者が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第 2 5 号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第 2 6 号 習志野市立幼稚園等に勤務する職員の勤務時間等に関する規則等の一部を改正する規則の制定について
(企画管理課)

企画管理課長が

市長事務部局における習志野市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正に伴い、職員の休憩時間は、勤務時間が6時間を超える場合においては少なくとも45分、8時間を超える場合においては少なくとも1時間を勤務時間の途中に設けようとするものである、と概要を説明。

委員長職務代理者が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第26号は全員賛成で原案どおり可決された。

5 その他

委員から

こども園を卒園した子どもたちは、小学校入学後に学童保育をうける子どもが多数であると思う。そのような中で子どもを預かっている際の内容や施設、指導方法に対して保護者から異論が出る可能性がある。これは、教育委員会が抱える大きな課題の一つと考えている。今後は、学童保育の施設、指導など本会議で報告等していただきたい、と要望。

委員長職務代理者が

平成24年習志野市教育委員会第3回定例会の閉会を宣言